

高知県吹奏楽連盟

規 程 集



2024年度版

も く じ

高知県吹奏楽連盟規約	1
加盟団体に関する登録規定	5
事務局に関する細則	7
財務局に関する細則	8
表彰に関する細則	12
理事選出に関する細則	13
高知県吹奏楽コンクール実施規程	14
高知県吹奏楽コンクール審査内規	17
全日本アンサンブルコンテスト高知県大会実施規程	18
全日本アンサンブルコンテスト高知県大会審査内規	21
全日本小学生バンドフェスティバル高知県大会実施規程	22
全日本小学生バンドフェスティバル高知県大会審査内規	25
全日本マーチングコンテスト高知県大会実施規程	26
全日本マーチングコンテスト高知県大会審査内規	29
合同バンド出場願（吹コン・アンコン・小フェス・マーコン）	30
吹奏楽コンクール、コンテスト等集計マニュアル	34
高知県吹奏楽連盟後援申請書（非加盟団体用）	35
高知県吹奏楽連盟後援申請書（加盟団体用）	36
後援申請について	37

高知県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は高知県吹奏楽連盟と称する。

(組織)

第2条 本連盟は、四国吹奏楽連盟規約第3条の定めるところにより高知県において組織する。

(事務所)

第3条 本連盟の事務所は事務局長の所在地とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則り、高知県の吹奏楽及び管・打楽器等による音楽の普及向上並びに音楽教育の振興を図り、もって所属員・所属団体及び地域の音楽文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種コンクール等の開催
- (2) 吹奏楽祭、講習会、研究会等の開催
- (3) 吹奏楽に関わる指導者の育成
- (4) 吹奏楽に関する資料の収集と紹介
- (5) 吹奏楽の普及啓発及び育成事業に対する援助
- (6) その他目的達成のため必要かつ相当と認める事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 本連盟の会員資格を有する者は、高知県において吹奏楽団を編成している団体及び本連盟の目的、事業に賛同する個人又は団体で、特に理事長が推薦し理事会の承認を受けたものとする。この連盟の会員は次のとおりとする。

団体会員 高知県内の小学生・中学生・高等学校・大学、またはこれに準ずる学校・職場・一般における吹奏楽団。代表者1名は総会での議決権及び理事等への被選任資格を有する。

個人会員 吹奏楽活動の経験が豊かな者で、理事会の推薦により総会で承認された者。理事等への被選任資格を有するが、総会での議決権は持たない。

賛助会員 本連盟の目的に賛同する個人または団体。総会での議決権及び理事等への被選任資格は持たない。

(入会)

第7条 団体会員の入会希望者は、会費を添えて本連盟の定める所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 本連盟の会費は、理事会において定める。

2 会員は、前項により定められる会費を納入しなければならない。

3 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

(加盟団体の登録)

第9条 加盟団体に関する登録規定は別に定める。

(退会)

第10条 会員が退会する時は、理事長に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第11条 会員は退会、もしくは除名されたときにその資格を失う。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て理事長はこれを除名する。

- (1) 本連盟の名誉を著しく傷つける行為、又は本連盟の目的に反する行為のあったとき。
- (2) 会員の義務に違反したとき。

第4章 役員

(資格)

第13条 本連盟の役員は、本連盟の会員でなければならない。

(定数)

第14条 本連盟の役員の定数は、次のとおりとする。
理事 16名以上18名以内（うち、理事長1名、副理事長若干名、常任理事6名を含む）
監事 2名

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選出された役員の任期は現任者の残任期間とする。
3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまで役員の職務を行う。

(選出等)

第16条 理事は前年度の理事会において選出し総会の承認を受ける。
2 監事は理事会において推薦し、理事長が委嘱する。
3 監事は理事と兼任できない。

(職務)

第17条 理事長は、本連盟を代表し本連盟の業務を総理する。
2 副理事長は、理事長を補佐し理事長が事故あるとき又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
3 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐して本連盟の業務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故あるとき又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
4 理事は理事会を組織し本連盟の総会の権限に関わる事項以外の事項を議決する。

(職員)

第18条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。事務局には、事務局長及びその他の局員を置くことができる。
事務局長は、常任理事を兼任することができる。
2 その他の局員は、理事長が任免する。

(財務局)

第19条 本連盟の財務を処理するために財務局を置く。財務局には、財務局長及びその他の局員を置くことができる。
財務局長は、常任理事を兼任することができる。
2 その他の局員は、理事長が任免する。

(事業部)

第20条 本連盟の事業を運営するために第1事業部・第2事業部・第3事業部・第4事業部を置く。各事業部には、事業部長その他の部員を置くことができる。
2 第1事業部は吹奏楽コンクールを担当する。
3 第2事業部はアンサンブルコンテストを担当する。
4 第3事業部は小学生バンドフェスティバル・マーチングコンテスト・マーチング講習会を担当する。
5 第4事業部は吹奏楽祭・楽器別講習会・吹奏楽講習会を担当する。
6 各事業部長は、常任理事を兼任することができる。
7 その他の部員は、理事長が任免する。

(担当役員)

第21条 本連盟を運営するために各部門及び各地区担当の理事を置く。
部門は小学生・中学生・高等学校・大学・一般（職場を含む）とする。
地区は東部・中部・西部とする。
2 各部門担当の理事は各部門の、各地区担当の理事は各地区の代表となる。
3 各地区の理事はアンサンブルコンテスト地区予選を担当する。

(監事)

第22条 監事は本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査する。
- (2) 理事の業務の状況を監査する。
- (3) 財産又は業務の状況について、これを理事会又は総会に報告する。
- (4) 必要のあるときは理事会又は総会の招集を理事長に請求することができる。

(解任)

第23条 本連盟の役員が次の各号の一つに該当するときは、理事会において4分の3以上の議決によって解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務に関しその義務違反、その他役員としてふさわしくないと認められたとき。

第5章 名誉会員 顧問 相談役

(名誉会員等)

第24条 本連盟に、名誉会員・顧問・相談役を置くことができる。

- 2 名誉会員は総会の議決によって推薦する。
- 3 顧問及び相談役は理事会において推薦し理事長が委嘱する。
- 4 名誉会員・顧問・相談役は理事長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(会議)

第25条 本連盟の会議は総会、理事会、常任理事会とする。

(種別、開催及び議決)

第26条 総会は会員（賛助会員を除く。以下この章について同じ）の代表者を以て組織し通常総会、臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年1回招集する。招集日は会計年度終了後2ヶ月以内とする。
- 3 臨時総会は常任理事会、理事会又は監事が必要と認めるとき理事長が招集する。
- 4 総会の招集は、招集日より7日前までにその会議に付する事項、日時、場所を記載した書面または電磁的方法を以て通知するものとする。
- 5 総会の議長は会議のつど会員の中から選任する。
- 6 総会は委任状を含め会員の2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数の賛成を得て議決することができる。

(権能)

第27条 総会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算書
- (2) 事業報告及び収支決算書
- (3) 財務諸表
- (4) その他本連盟の業務に関し特に常任理事会、理事会、又は監事より必要と認められた事項

(通知)

第28条 総会の議事の要項及び議決案件は会員に通知するものとする。

(理事会)

第29条 理事会は毎年1回以上理事長が招集する。理事会の議長は理事長とする。

(理事会の権能)

第30条 第17条第4項に基づき、理事会は次の事項を議決する

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 団体会員入会希望の承認
- (3) 個人会員入会希望の承認及び総会への推薦
- (4) 会費
- (5) 監事候補の推薦
- (6) 役員解任
- (7) 総会の招集

- (8) 総会の委任を受けた場合の規約の変更
- (9) 次期理事候補の選任
- (10) 表彰者の決定
- (11) 細則案

(理事会の議決方法)

第31条 理事会の成立及び議決条件は、本規約第26条第6項に準ずるものとする
(常任理事会)

第32条 常任理事会は常任理事を以て組織し、理事長がこれを招集する。

2 常任理事会は、本連盟の運営を執行する。

3 常任理事会は、本連盟を運営するため各種委員会、部会を組織して理事会において決議した事項の他、理事長の必要と認めた業務を執行する。

第7章 会計年度

(会計年度)

第33条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約変更)

第34条 本連盟規約の変更は、理事会が発議し総会の4分の3以上の同意を以て成立する。ただし総会において議決し理事会に規約変更を委任することができる。

第9章 補 則

(各種細則)

第35条 本連盟規約第18条に定める本連盟事務局に関する細則及び第19条に定める本連盟財務局に関する細則は理事会の議決を経て別に定める。

(細則)

第36条 この規約の施行についての必要な細則は理事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和58年2月26日より施行する。
- 2 この規約は、平成6年4月1日より施行する。
- 3 この規約は、平成19年1月1日より施行する。
- 4 この規約は、平成21年4月11日に第13条を一部改定し、第19条と第20条を追加する。
- 5 この規約は、平成25年4月13日に第4条を一部改定する。
- 6 この規約は、平成26年4月12日より施行する。
- 7 この規約は、平成29年4月8日より施行する。
- 8 この規約は、平成31年4月13日に第6条と第19条を一部改定する。
- 9 この規約は、令和5年4月15日に第6条を一部改定、第9条を追加する。

加盟団体に関する登録規定

令和5年4月15日

規約（第9条）により吹奏楽連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

（加盟の手続）

第1条 連盟への加盟は下記の各号をそろえて、連盟事務局に申請するものとする。

（1）加盟申込書（連盟の所定書式による）

（2）会費

- 2 連盟に加盟する団体は全日本吹奏楽連盟定款・四国吹奏楽連盟規約およびその他の施行細則のすべてを承認するものとする。

（加盟の資格）

第2条 管・打楽器による吹奏楽の活動をすすめている団体であること。

2 年間を通じて定期的に練習または演奏活動を行っている団体であること。

3 一般部門の団員資格は音楽大学生・音楽大学出身者などの立場を問わない。

4 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのないアマチュアの団体であること。職業演奏団体は加盟することができない。

5 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校は加盟することができない。

（部 門）

第3条 部門は小学生、中学生、高等学校、大学、職場・一般とする。

2 学校教育法に基づく小学生、中学生、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

3 大学部門の団体は単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。

4 職場部門の団体は同一の公共団体職員（グループ団体を含む）および同一の企業内社員（グループ企業を含む）により構成された団体とする。

5 各種学校・専修学校・職業訓練校などの団体は原則として一般の部とする。

（団体の構成員）

第4条

1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。

（1）小学生部門 同一小学校に在籍、または校外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童の団体

（2）中学生部門 同一中学校に在籍、または校外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒の団体（活動を共にする小学校児童は認める）

（3）高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒の団体（同一経営の学园内小学校児童・中学校生徒は認める）

- (4) 大学部門 同一の大学に在籍している学生の団体および短期大学・高等専門学校の団体
 - (5) 職場部門 当該勤務先等の承認を得ているものとする。ただし職業演奏家は認めない。
 - (6) 一般部門 自由とする。ただし職業演奏家は認めない。
- 2 同一人が複数の構成員となることはできる。ただし、コンクール出場などの場合にはコンクールなどの実施規定の定めるところによる。

(義務)

- 第5条 連盟に加盟している団体は、連盟が定める期日までに会費を納入すること。
- 2 登録事項の変更があった場合には、すみやかに書面で県吹奏楽連盟事務局に届出ること。
 - 3 連盟が主催する行事に参加・協力すること。

(退会・除名)

- 第6条 退会しようとする団体は県吹奏楽連盟に届け出るものとする。
- 2 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会および総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。
 - (1) 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
 - (2) 加盟団体としての義務に違反したとき
 - (3) 団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき
 - (4) 会費を1年以上滞納したとき
 - 3 退会・除名の団体があった場合には、四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟に報告する。
 - 4 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。
 - 5 任意に退会した団体は1ヶ年以内に再加盟することはできない。除名された団体は理事会の承認を経なければ再加盟できない。

(規定の変更)

- 第7条 この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規定は令和 5年 4月15日より施行する。

事務局細則

規約（第17条、第34条）により事務に関する事務局細則を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この細則は、事務処理の合理化、迅速化を促進し、事務の能率化及びその改善に資することを目的とする。

（事務の責任）

第2条 事務は事務局長が担当し、理事長が統括する。

（事務の業務）

第3条 連盟の事務は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ① 各事業における会場や会議に関する予約、連絡、支払い、打ち合わせ等の確認、事務手続き
- ② 各事業における講師、審査員、講評者等における事務手続き
- ③ 加盟申請、後援申請、補助金等に関する事務手続き
- ④ 連盟の財産の保管や管理に関すること
- ⑤ 税金の支払いに関すること
- ⑥ 四国吹奏楽連盟、全日本吹奏楽連盟および外部団体との連絡、調整等
- ⑦ その他連盟の目的を達成するための事業に関する事務手続き

（報告）

第4条 事務は、すべての業務について理事長に報告する。

（変更）

第5条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

- 1 この細則は、平成29年 4月 1日より施行する。

財務局細則

規約（第18条、第34条）により経理事務に関する財務局細則を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この細則は、予算の適正確実な実行と、事務処理の合理化、迅速化を促進し、事務の能率化、財務の健全化及びその改善に資することを目的とする。

（会計年度）

第2条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（経理事務の責任）

第3条 経理事務は財務局長が担当し、理事長が統括する。

（会計処理の原則）

第4条 連盟の会計は、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- ① 会計簿は正しく記帳すること。
- ② 計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（帳票及び会計資料）

第5条 金銭の処理に関する帳簿は次のとおりとする。

- ① 金銭出納帳
- ② 預金出納帳
- ③ 経費別明細帳
- ④ 財産目録
- ⑤ その他会計に関する諸帳簿

（記帳及び報告）

第6条 経理事務は、すべての取引について前条の帳票に記帳しなければならない。

2 財務局長は行事ごとに現金残高ならびに預金通帳残高を理事長に報告する。

（会計証ひょう類の保存）

第7条 会計証ひょう類は丁寧に取り扱い、5年以上保存しなければならない。

（通帳管理）

第8条 収納現金は金融機関に預金し、当該通帳は財務局長が保管する。その通帳に使用する印鑑はあらかじめ理事長の承認を得た印でなければならない。

（決算）

第9条 財務局長は、決算報告書原案を会計年度終了後速やかに作成し、理事長は、監事による会計監査を受けたのち総会の承認を得なければならない。

（予算）

第10条 予算書は理事長が原案を作成し、理事会が総会に付議し、総会の議決を経なければならない。

（出納事務）

第11条 支払いの執行は次の手続きによるものとする。

- ① 担当者が起票（会計伝票）し、関係者の合議および支払い承認者の決済を経て執行する。

② 財務局は執行後速やかに記帳して、証ひょう類を整理し保管する。

2 支払承認区分を次のとおり定める。

支払額	承認者	備考
1件につき5万円以下のもの	財務局長	
1件につき30万円以下のもの	財務局長	執行後速やかに理事長に報告
1件につき30万円を超えるもの	理事長	

3 支払承認者が不在で緊急を要する場合は、次位承認者の代理決済を認めるが、執行後速やかに正規の支払承認者の決済を受けるものとする。

4 支払先から受領すべき領収書は所定のものでなくてはならない。ただし、領収書を徴することが不可能な場合や不適當な場合、あるいは理事長がやむを得ないと認めた場合は、当該担当者による領収書または理由書をもってこれに代えることができる。

(役員業務手当規定)

第12条 役員の業務手当は支給しない。

2 事業の運営・会議・出張の場合の日当は、全日当4,000円、半日当2,000円とする。

(会議費規定)

第13条 この連盟の招集する会議の経費については別に定めのある場合を除きこの規定の定めるところによる。

2 会議に出席するための日当は、前条第2項の規定により支給する。ただし、常任理事会、理事会においては理事長、事務局長、財務局長には会議準備費として各2,000円を、各事業部長には会議準備費として各1,000円を支給する。

3 会議に出席するための交通費は第14条の旅費規定により支給する。

4 会議に伴う駐車料金は最も経済的な方法で駐車した場合の金額を支給する。

5 総会への出席者に駐車料金として一団体につき500円支給する。ただし、総会前の理事会に出席した者には支給しない。

6 会議が食事時間(12時・18時)にかかる場合は食事を提供することができる。(昼食1,500円、夕食2,000円を超えない)

7 特別な記念行事・レセプションなどの食費はその都度理事長が定める。

8 会議費の項目は上記のほか次の経費を計上することができる。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 会場使用料 | ② 会議付帯設備使用料 |
| ③ 会議資料作成費 | ④ 資料等の印刷費 |
| ⑤ 講師への謝礼 | ⑥ 会議招集の連絡費 |
| ⑦ 資料の運搬費 | ⑧ 会議運営、打合せなどに関する諸経費 |

(旅費規定)

第14条 本連盟の運営上必要な旅行に要する費用については別に定めのある場合を除きこの規定の定めるところによる。

2 前項の旅行とは次に掲げるものとする。

- ① 本連盟の会議への出席のための役員、および理事長が必要と認めた者の旅行
- ② 本連盟の事業運営のための実行委員の旅行
- ③ 全日本吹奏楽連盟総会への出席のための旅行
- ④ その他理事長が必要と認めた旅行

- 3 ただし総会に出席する会員の旅費は除く。
- 4 全日本吹奏楽連盟、四国吹奏楽連盟の招集による旅行は、それぞれ招集するものが支給することが本分であるが、これ以外に必要と認められたときは理事長が理事会の承認を得てその差額を支給することができる。
- 5 本条第2項の旅行はすべて理事長の旅行命令、または旅行依頼によるものとする。
- 6 旅費は最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。
- 7 J R運賃を標準とし、航空機などを用いる場合には理事長の承認を必要とする。
- 8 交通費の計算は次の表の定めるところによる。

普通乗車券	実費
特急券（指定席）・寝台券	実費
グリーン車・航空券	理事長の承認を得た金額
タクシー・バスの利用	実費
乗用車	本条第9項による

- 9 乗用車による交通費の計算は次の表の定めるところにより算出した移動距離にキロ単価を乗じて計算する。

	移動経路	算出方法
勤務日	勤務地発着	出発地と目的地の往復
	勤務地発、自宅着	勤務地～目的地 + 目的地～自宅 - 自宅～勤務地
	自宅発着	自宅～目的地の往復 - 自宅～勤務地の往復
非勤務日		自宅と目的地の往復

- ① キロ単価は29円とする。
- ② 100円未満の端数は切り上げとする。
- ③ 総額が500円に満たない場合は500円とする。
- ④ 会議の場所が学校の場合、該当校の者には会議準備費として500円を支給する。
- 10 勤務先より交通費等の経費が支給される場合、その費用は本連盟からは支給しない。
- 11 実家を離れて勤務している者が、本連盟の会議または事業のために居住地より移動した場合は居住地を自宅として計算する。
- 12 前項以外の目的で実家に帰省し、本連盟の交通費支給対象となる場合は、実家を自宅として計算する。
- 13 宿泊を伴う場合には、目的地と宿泊地との計算とする。
- 14 本連盟の会議および事業のための移動で、宿泊することが合理的かつその必要があると理事長が認めた場合には、宿泊費として一泊8,500円を上限として実費を支給することができる。
ただし、実家を離れて勤務している者が実家で宿泊する場合は、宿泊費を支給しない。
- 15 旅行中の日当（出張日当）は本条第12第2項の規定に準じて支給する。

（通信費規定）

第15条 この連盟の運営上必要な通信費（年額）については次の表の定めるところによる。

役 職	金 額	項 目
理 事 長	15,000円	事務局：事務費：通信費
副 理 事 長	10,000円	〃
事 務 局 長	15,000円	〃
事務局次長	5,000円	〃
財 務 局 長	10,000円	〃
財務局次長	3,000円	〃
事 業 部 長	10,000円	吹コン、アンコン、マーコン、吹奏楽祭の通信費
事業部次長	3,000円	〃

(慶弔費・見舞金規定)

第16条 慶事・弔事に対しては別に定める場合を除き、この規定の定めるところによる。

2 弔事の香典は次の表の定めるところによる。

対 象	本人（香典）	(供花)
名誉会員・顧問・相談役・理事長・副理事長・理事	20,000円	贈る

親族についても弔意を表すことができるが、理事長が別に定める

3 その他、この連盟に功績のあったものの慶弔については理事長が別に定める。

4 名誉会員・顧問・相談役・役員が病気等で入院したときの見舞金は理事長が別に定める。

5 この連盟が主催する事業・会議および連盟の用務で出張中に事故などがあった場合の見舞金は理事長が定める。

(諸費支払規定)

第17条 上記以外の諸費支払は次の基準による。

① 補助員の日当は2,000円とする。

② 講習会講師・コンクール審査員などの謝金は次の表の定めるところによる。

吹奏楽講習会講師	1日・・・50,000円以内
審 査 員	1日・・・40,000円以内
	半日・・・30,000円以内
吹奏楽祭・マーチング講習会	1日・・・30,000円以内
楽器別講習会	半日・・・5,000円以内

上記謝金に旅費を含まない。旅費については旅費規定に準ずるが、実態に応じて算出し理事長の承認を得ることとする。

(変 更)

第18条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

1 この細則は、平成19年 1月 1日より施行する。

2 この細則は、平成26年 4月12日に一部改正する。

3 この細則は、平成29年 4月 1日に一部改正する。

4 この細則は、平成29年12月 9日に一部改正する。

5 この細則は、令和 5年 4月15日に一部改正する。

表彰に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本連盟への貢献が認められる団体または個人に対して表彰することを目的とし、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 表彰の種類は、功労表彰及び特別表彰の2種類とする。

(表彰基準)

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 本連盟の目的に沿った活動により、顕著な業績を認められた団体または個人
- (2) 本連盟役員であって、功労顕著な者

2 特別表彰は、前項以外のもの特に顕著な成果又は貢献が認められた団体または個人に行う。

(表彰の決定)

第4条 規約第29条第10号に基づき、表彰者は理事会により決定する。

(表彰の内容)

第5条 表彰は、理事長により賞状を授与する。

(副賞)

第6条 副賞は、理事会の決定により授与することができる。

(その他)

第7条 この細則に定めない事項で表彰に関するその他の事項は、理事長がこれを定める。

(変更)

第8条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

1 この細則は、平成29年4月 1日より施行する。

理事選出に関する細則

- 第1条 理事の同一役職における再任は3期までとする。
- 2 補欠のために選出された期間は、第1項の再任の任期には含まれないものとする。
- 第2条 理事の選出は理事改選前年度末の理事会において行う。
- 第3条 理事長は、理事改選前年度の2月1日までに立候補および推薦の公示を行うものとする。公示の内容は次のとおりとする。
- ① 受付期間
 - ② 役職
 - ③ 手続き方法
 - ④ 選出方法
 - ⑤ その他必要と思われる事項
- 第4条 立候補する者及び推薦される者は、理事改選年の総会時において本連盟の理事等への被選任資格を持つ者とする。
- 2 推薦する者は、理事改選前年度において、本連盟の総会での議決権を持つ者とする。
- 第5条 立候補する者は、立候補届を理事長に提出する。
- 2 推薦は、推薦者自身により本人の意思を確認し推薦届を理事長に提出する。
- 第6条 理事会での理事の選出後総会までに理事の役職を遂行できなくなった者が生じた場合は、再度公示を行い総会までに理事会で選任する。
- 第7条 理事に欠員が生じた場合は理事会において補充する。必要がある場合は常任理事会において代行を置くことができる。
- 第8条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。
- 附 則
- 1 この細則は、平成19年1月1日より施行する。
 - 2 この細則は、平成28年4月2日より施行する。

高知県吹奏楽コンクール実施規程

第1章 総 則

- 第1条 本大会は「高知県吹奏楽コンクール」という。
- 第2条 本大会は、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本吹奏楽コンクール高知県予選も兼ねるものとする。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。

第2章 実施部門・参加人員・演奏曲・演奏時間

- 第4条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加する。

実施部門	人数制限	演奏時間	演奏曲	備考
中学生B部門	20名以内	8分以内	任意の曲（複数可）	四国大会に通ずる
高等学校B部門				
中学生A部門	50名以内	12分以内	課題曲と自由曲	四国大会に通ずる
高等学校A部門	55名以内			
大学部門	65名以内			
職場・一般部門				

- 2 本大会には、上記の参加人員を超えて出場することはできない。また当日の演奏人数は、参加申し込みの人数を超えてはならない。
- 3 指揮者はこの人員に含まれない。
- 第5条 演奏曲は全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。
- 第6条 課題曲は、その年毎の全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表されたものとする。
- 第7条 演奏時間とは、演奏曲の開始から演奏曲の終了までの時間をいう。
- 第8条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第3章 資 格

- 第9条 各部門の参加資格は高知県吹奏楽連盟に登録された加盟団体で、次のとおりとする。

(1) 中学生A部門及び中学生B部門

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める）

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来通りの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める

(2) 高等学校A部門

同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）

(3) 高等学校B部門

同一高等学校に在籍している生徒、または同一県内の合同演奏可能な団体（吹奏楽連盟に加盟している高等学校の生徒で各校長が合同演奏を認めた団体）とする。

（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）

(4) 大学部門

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般部門

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第9条第1項(1)-②、③に該当しない団体については、第1事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第10条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

- 2 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第11条 指揮者については全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。

第12条 参加団体の人員および資格に疑義が判明した時は、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 複数出場

第13条 中学生の部門及び高等学校の部門においては、同一加盟団体よりA・B両部門へ出場することを認める。ただしB部門への上場団体は成績の如何に関わらず四国支部大会への代表となることができない。

第14条 同一加盟団体より同一部門に複数出場することはできない。ただし、同一加盟団体よりA・B両部門へ出場してもなお出場できない部員がいる場合は、当該団体単独でB部門へ複数出場することを認める。

第5章 合同バンド

第15条 中学生A部門及びB部門、高等学校B部門において、単独で出場することが困難な学校（団体）同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第9条第1項(1)(2)のとおり。

第16条 合同バンドを結成して出場しようとする学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第6章 演奏・審査・表彰

第17条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第18条 出演順序は抽選会で決定する。

- 第19条 審査員は審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として6名とする。
- 2 審査方法は本大会審査内規による。
- 第20条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

第7章 代表の選出

- 第21条 中学生A・B部門、高等学校A・B部門、大学部門、職場・一般部門からの四国支部大会への高知県代表は次のとおりとする。
- ① 理事長は演奏審査の結果、各部門ごとに、金賞の上位の団体より代表権を与える。ただし1団体のみの参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。
- ② 各部門における代表数は四国支部大会の規定の範囲内とする。

第8章 その他

- 第22条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。
- 第23条 本大会実施に当たって第1事業部会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第24条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。
- 第25条 本大会に出場しようとする団体は、本連盟の定めた所定の様式によって常任理事会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。
- 第26条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。
- 第27条 この規程は全日本吹奏楽コンクール実施規定及び全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。
- 第28条 この規程に定めない事項は、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年 2月17日より実施する。
- 2 この規程は、平成 3年 6月14日に改定する。
- 3 この規程は、平成 4年 6月 2日に改定する。
- 4 この規程は、平成10年 4月29日の四国支部総会を受けて再改定する。
- 5 この規程は、平成21年 4月11日に全面改定する。
- 6 この規程は、平成26年 6月17日に一部改定する。
- 7 この規程は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 8 この規程は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 9 この規程は、平成29年 4月 1日に一部改定する。
- 10 この規程は、平成29年12月 9日に一部改定する。
- 11 この規定は、平成31年 4月13日に一部改定する。
- 12 この規定は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 13 この規定は、令和 5年 4月15日に一部改定する。
- 14 この規定は、令和 6年 4月13日に一部改定する。

高知県吹奏楽コンクール審査内規

- 第1条 この内規は、本大会実施規程第19条・20条に基づき、審査員、審査方法および賞の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員の選出は審査員選考委員会（常任理事会が委嘱）が行う。
2 県内・県外の制約は特でない。
- 第3条 審査員の中から審査員長を1名選出する。
- 第4条 審査員は課題曲・自由曲について（B部門は自由曲のみ）、「技術」と「表現」の2項目それぞれを10～1の10段階で評価し、下カットを行う。
- 第5条 評価の基準は次のとおりとする。
10 非常に優れている
9～8 優れている
7～6 普通（中位）
5～4 普通よりやや劣る
3～1 劣る点が大変多く含まれている
- 第6条 計時係は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として3名以上とする。
2 演奏時間と人数について、半数以上が違反と認めた場合は集計作業に入るまでに理事長に報告する。
- 第7条 集計委員は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として4名以上とする。
2 別に定める集計マニュアルにしたがって作業を行う。
3 各部門の得点の一覧表を作成し、合計点数順に並べ替えたものを作成する。
- 第8条 判定委員は、理事長・副理事長または理事長が委嘱した者がこれにあたる。
2 各部門の集計結果の処理は、判定委員会が行う。
3 判定委員会は、集計結果に基づき、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：4：3を目安とする。
- 第9条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、各賞を決定する。
- 第10条 四国支部大会への代表選出は次のとおりとする。
① 第7条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を決定する。
② ①で同位の場合は、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。
- 第11条 運営に支障が生じたとき理事長が認めた場合、失格とし、審査の対象としない。
- 第12条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は、出演団体に公表することができる。
- 第13条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成10年 4月29日に四国支部の内容変更に伴い改訂する
- 2 この内規は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 3 この内規は、平成26年 4月12日に一部改定する。
- 4 この内規は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 5 この内規は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 6 この内規は、平成30年 4月29日に四国支部の内容変更に伴い一部改定する。
- 7 この内規は、平成31年 4月 6日に一部改定する。
- 8 この内規は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。

全日本アンサンブルコンテスト高知県大会実施規程

第1章 総 則

- 第1条 本大会は「全日本アンサンブルコンテスト高知県大会」という。
- 第2条 本大会は、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本アンサンブルコンテスト高知県予選も兼ねるものとする。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条 部門順序及び出演順序は、常任理事会で決定する。

第2章 実施部門

- 第5条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加する。
- ① 中学生の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

第3章 参加規程

- 第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとし、地区大会と同一メンバーとする。
- 第7条 各部門の参加資格は高知県吹奏楽連盟に登録された加盟団体に属するグループで、次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。
- (1) 中学生の部
- 中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める)
- 参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来通りの参加形態
- ② 合同バンド
- 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体
- ③ 地域バンド
- 任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体
- 注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を上げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める
- (2) 高等学校の部
- 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
- (3) 大学の部
- 同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
- (4) 職場・一般部門
- 当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第9条第1項(1)-②、③に該当しない団体については、第2事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加グループの人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 合同バンド

第9条 中学生の部において、単独で出場することが困難な学校（団体）同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第7条第1項(1)のとおり。

第10条 合同バンドを結成して出場しようとする中学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第5章 演奏

第11条 参加グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲と見なす。

第12条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 参加グループは全パート記入のスコアを提出する。

第13条 演奏曲は地区大会または予選大会で演奏したものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第15条 演奏時間は5分以内とする。

第16条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第6章 審査・表彰

第17条 審査員は審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

第7章 代表の選出

- 第19条 四国支部大会への高知県代表は次のとおりとする。
- ① 理事長は演奏審査の結果、各部門ごとに、金賞の上位の団体より代表権を与える。ただし1グループのみの参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。
 - ② 各部門における代表数は次のとおりとする。

中学生・高等学校	9グループ以内
大学	1グループ以内
職場・一般	2グループ以内

ただし、中学生・高等学校の代表数の配分については、常任理事会で決定する。

第8章 その他

- 第20条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。
- 第21条 本大会実施にあたって、常任理事会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第22条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。
- 第23条 本大会に出場しようとする団体は、本連盟の定めた所定の様式によって常任理事会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。
- 第24条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。
- 第25条 この規程は全日本アンサンブルコンテスト実施規定及び全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。
- 第26条 この規程に定めない事項は、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月13日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 3 この規程は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 4 この規程は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 5 この規程は、平成29年 4月 1日に一部改定する。
- 6 この規程は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 7 この規程は、令和 5年 4月15日に一部改定する。
- 8 この規程は、令和 6年 4月13日に一部改定する。

全日本アンサンブルコンテスト高知県大会審査内規

- 第1条 この内規は、本大会実施規程第17条・18条に基づき、審査員、審査方法および賞の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員の選出は審査員選考委員会（常任理事会が委嘱）が行う。
2 県内・県外の制約は特にない。
- 第3条 審査員の中から審査員長を1名選出する。
- 第4条 審査員は「技術」と「表現」の2項目それぞれを10～1の10段階で評価する。
- 第5条 評価の基準は次のとおりとする。
10 非常に優れている
9～8 優れている
7～6 普通（中位）
5～4 普通よりやや劣る
3～1 劣る点が大変多く含まれている
- 第6条 計時係は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として3名以上とする。
2 演奏時間と人数について、半数以上が違反と認めた場合は集計作業に入るまでに理事長に報告する。
- 第7条 集計委員は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として4名以上とする。
2 別に定める集計マニュアルにしたがって作業を行う。
3 各部門の得点の一覧表を作成し、合計点数順に並べ替えたものを作成する。
- 第8条 判定委員は、理事長・副理事長または理事長が委嘱した者がこれにあたる。
2 集計結果の処理は、判定委員会が行う。
3 判定委員会は、集計結果に基づき、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：4：3を目安とする。
- 第9条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、各賞を決定する。
- 第10条 四国支部大会への代表選出は、次のとおりとする。
① 第7条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を決定する。
② ①で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。
- 第11条 運営に支障が生じたと理事長が認めた場合、失格とし、審査の対象としない。
- 第12条 審査票は、出演グループに渡し、審査一覧表は出演グループに公表することができる。
- 第13条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年 4月13日より施行する。
- 2 この内規は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 3 この内規は、平成26年 4月12日に一部改定する。
- 4 この内規は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 5 この内規は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 6 この内規は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 7 この内規は、令和 6年 4月13日に一部改定する。

全日本小学生バンドフェスティバル高知県大会実施規程

第1章 総 則

- 第1条 本大会は「全日本小学生バンドフェスティバル高知県大会」という。
- 第2条 本大会は、精神的・身体的発達段階に即した多様な音楽表現の中で、小学生らしい楽しい音楽を求めるとともに、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とする。また、本大会は全日本小学生バンドフェスティバル高知県予選も兼ねるものとし、ステージパフォーマンス部門とマーチング部門に分け、それぞれ毎年7月ないし9月に実施する。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条 出演順序は、常任理事会で決定する。

第2章 実施部門・実施方法

- 第5条 ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、マーチング部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

第3章 参加規程

- 第6条 参加人員は次のとおりとする。
- ステージパフォーマンス部門・・・65名以内(指揮者は含まない。)
- マーチング部門・・・80名以内(ドラムメジャー・指揮者は含まない。)
- 第7条 参加資格は、高知県吹奏楽連盟に登録された加盟団体で、小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来通りの参加形態
 - ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体
 - ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1で構成された団体
- 注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

- 2 その他、第9条第1項(1)-②、③に該当しない団体については、第3事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 合同バンド

第9条 単独で出場することが困難な学校(団体)同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第7条第1項のとおり。

第10条 合同バンドを結成して出場しようとする小学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第5章 演奏・演技

第11条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第12条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。

- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

(注)1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第14条 出演時間は、次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージパフォーマンス部門 …… 7分以内

マーチング部門 …… 6分以内

第15条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第16条 演奏形態は、任意とするが、演奏形態によってステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分けるものとする。

第17条 服装等は任意とする。

第6章 審査・表彰

第18条 審査員は審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則としてステージパフォーマンス部門は6名、マーチング部門は3名とする。

- 2 審査方法は本大会審査内規による。

第19条 表彰は、ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかとする。

第7章 代表の選出

第20条 四国大会へは全出場団体の上位よりステージパフォーマンス部門は4団体以内、マーチング部門は2団体以内を県代表として推薦する。

第8章 その他

第21条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。

第22条 本大会の実施に当たって常任理事会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第23条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為はこれを禁止する。

第24条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第25条 この規程は全日本小学生バンドフェスティバル実施規定及び全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施規定の改定・理事会の議決により改定することができる。

第26条 この規程に定めない事項は、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会規定に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月13日より実施する。
- 2 この規程は、平成21年 4月11日に第3条を改定する。
- 3 この規程は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 4 この規程は、平成26年 4月12日に一部改定する。
- 5 この規程は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 6 この規程は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 7 この規程は、平成31年 4月 6日に一部改定する。
- 8 この規程は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 9 この規程は、令和 5年 4月15日に一部改定する。
- 10 この規程は、令和 6年 4月13日に一部改定する。

全日本小学生バンドフェスティバル高知県大会審査内規

- 第1条 この内規は、本大会実施規程第18条・19条に基づき、審査員、審査方法および賞の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員の選出は審査員選考委員会（常任理事会が委嘱）が行う。
2 県内・県外の制約は特にない。
- 第3条 審査員の中から審査員長を1名選出する。
- 第4条 審査員は「技術」と「表現」（「演出」も含む）の2項目それぞれを、座奏を中心としたものについては10～1の10段階で評価し、マーチングについては5～1の5段階で評価する。
- 第5条 評価の基準は次のとおりとする。
- | <座奏を中心としたもの> | <マーチング> |
|--------------------|------------------|
| 10 非常に優れている | 5 非常に優れている |
| 9～8 優れている | 4 優れている |
| 7～6 普通（中位） | 3 普通（中位） |
| 5～4 普通よりやや劣る | 2 普通よりやや劣る |
| 3～1 劣る点が大変多く含まれている | 1 劣る点が大変多く含まれている |
- 第6条 計時係は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として3名以上とする。
2 演奏時間と資格について、半数以上が違反と認めた場合は集計作業に入るまでに理事長に報告する。
- 第7条 集計委員は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として4名以上とする。
2 別に定める集計マニュアルにしたがって作業を行う。
3 各団体の得点の一覧表を作成し、合計点数順に並べ替えたものを作成する。
- 第8条 判定委員は、理事長・副理事長または理事長が委嘱した者がこれにあたる。
2 集計結果の処理は、判定委員会が行う。
3 判定委員会は集計結果に基づき、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は、3：4：3を目安とする。
- 第9条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、各賞を決定する。
- 第10条 四国支部大会への代表選出は、次のとおりとする。
① 第7条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を決定する。
② ①で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。
- 第11条 運営に支障が生じたと理事長が認めた場合、失格とし、審査の対象としない。
- 第12条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は、出演団体に公表することができる。
- 第13条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年 4月13日より施行する。
- 2 この内規は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 3 この内規は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 4 この内規は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 5 この内規は、平成31年 4月 6日に一部改定する。
- 6 この内規は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 7 この内規は、令和 6年 4月13日に一部改定する。

全日本マーチングコンテスト高知県大会実施規程

第1章 総 則

- 第1条 この大会は「全日本マーチングコンテスト高知県大会」という。
- 第2条 本大会は、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本マーチングコンテスト高知県予選も兼ねるものとする。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条 部門順序及び出演順序は、常任理事会で決定する。

第2章 実施部門

- 第5条 実施部門は次のとおりとする。
- ① 中学生の部 ② 高等学校以上の部

第3章 参加規程

- 第6条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。
- 2 指揮者は置いてもよい。
- 第7条 各部門の参加資格は、高知県吹奏楽連盟に登録された団体で、次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。
- (1) 中学生の部
中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める)
参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来通りの参加形態
- ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体
- ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める
- (2) 高等学校以上の部
<高等学校>
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
<大学>

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

<職場>

同一経営の会社・工場・事務所・官庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

<一般>

当該団体の団員とする。ただし職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)-②、③に該当しない団体については、第3事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 合同バンド

第9条 中学生の部において、単独で出場することが困難な学校（団体）同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第7条第1項(1)のとおり。

第10条 合同バンドを結成して出場しようとする中学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第5章 演奏・演技

第11条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第12条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。

2 電子楽器（エレキベースを含む）・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めない。

3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第13条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものとする。

なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注)1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第15条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第16条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第6章 審査・表彰

第17条 審査員は、審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として3名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は、各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

第7章 代表の選出

第19条 四国大会への県代表は4チーム以内とする。

第8章 その他

第20条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。

第21条 本大会の実施にあたって常任理事会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第22条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為はこれを禁止する。

第23条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第24条 この規程は全日本マーチングコンテスト実施規定及び全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第25条 この規程に定めない事項は、全日本マーチングコンテスト四国支部大会規定に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月13日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 3 この規程は、平成26年 4月12日に一部改定する。
- 4 この規程は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 5 この規程は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 6 この規程は、令和 5年 4月15日に一部改定する。
- 7 この規程は、令和 6年 4月13日に一部改定する。

全日本マーチングコンテスト高知県大会審査内規

- 第1条 この内規は本大会実施規程第17条・18条に基づき、審査員、審査方法および賞の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員の選出は審査員選考委員会（常任理事会が委嘱）が行う。
2 県内・県外の制約は特にない。
- 第3条 審査員の中から審査員長を1名選出する。
- 第4条 審査員は「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の4項目についてそれぞれを5～1の5段階で評価する。
- 第5条 評価の基準は次のとおりとする。
5 非常に優れている
4 優れている
3 普通（中位）
2 普通よりやや劣る
1 劣る点が大変多く含まれている
- 第6条 計時係は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として3名以上とする。
2 演奏時間と人数について、半数以上が違反と認めた場合は集計作業に入るまでに理事長に報告する。
- 第7条 規程課題のチェックは、判定委員と理事長が委嘱した者がこれにあたる。
2 半数以上が違反と認めた場合は集計作業に入るまでに理事長に報告する。
- 第8条 集計委員は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として4名以上とする。
2 別に定める集計マニュアルにしたがって作業を行う。
3 各団体の得点の一覧表を作成し、合計点数順に並べ替えたものを作成する。
- 第9条 判定委員は、理事長・副理事長または理事長が委嘱した者がこれにあたる。
2 集計結果の処理は、判定委員会が行う。
3 判定委員会は集計結果に基づき、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は、3：4：3を目安とする。
- 第10条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、各賞を決定する。
- 第11条 四国支部大会への代表選出は、次のとおりとする。
① 第8条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を決定する。
② ①で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。
- 第12条 運営に支障が生じたと理事長が認めた場合、失格とし、審査の対象としない。
- 第13条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は、出演団体に公表することができる。
- 第14条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年 4月13日より施行する。
- 2 この内規は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 3 この内規は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 4 この内規は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 5 この内規は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 6 この内規は、令和 6年 4月13日に一部改定する。

令和 年 月 日

高知県吹奏楽連盟 理事長 様

学校名

学校長氏名

印

合同バンドによる吹奏楽コンクール（中A、中B、高B）出場願い

高知県吹奏楽コンクール実施規定及び合同バンド編成の趣旨に基づき、合同バンドを編成いたしました。つきましては、下記により高知県吹奏楽コンクールへの出場許可を願います。

- 1 出場部門・合同バンド名・出場人数（出場部門を○で囲んでください）

出場部門	<input type="checkbox"/> 中学生A部門 <input type="checkbox"/> 中学生B部門 <input type="checkbox"/> 高等学校B部門
合同バンド名	<input type="text"/>
出場人数	<input type="text"/> 人

- 2 合同バンドを結成する学校名（自校を含む）および部員数（コンクールに出場しない生徒は（ ）内に内数で記入）

学校名	全部員数			計
	1年	2年	3年	
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

- 3 合同バンドで出場しなければならない理由

--

令和 年 月 日

高知県吹奏楽連盟 理事長 様

学校名

学校長氏名

印

合同バンドによるアンサンブルコンテスト（中学生の部）出場願い

高知県アンサンブルコンテスト実施規定及び合同バンド編成の趣旨に基づき、合同バンドを編成いたしました。つきましては、下記により高知県アンサンブルコンテストへの出場許可を願います。

1 合同バンド名・出場人数

合同バンド名

出場人数

人

2 合同バンドを結成する学校名（自校を含む）および部員数（コンテストに出場しない生徒は（ ）内に内数で記入）

学校名	全部員数			計
	1年	2年	3年	
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

3 合同バンドで出場しなければならない理由

令和 年 月 日

高知県吹奏楽連盟 理事長 様

学校名

学校長氏名

印

合同バンドによる小学生バンドフェスティバル出場願い

高知県小学生バンドフェスティバル実施規定及び合同バンド編成の趣旨に基づき、合同バンドを編成いたしました。つきましては、下記により高知県小学生バンドフェスティバルへの出場許可を願います。

1 合同バンド名・出場人数

合同バンド名

出場人数

人

2 合同バンドを結成する学校名（自校を含む）および出場者数

学校名	全部員数 () は学年				計
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	

3 合同バンドで出場しなければならない理由

令和 年 月 日

高知県吹奏楽連盟 理事長 様

学校名

学校長氏名

印

合同バンドによるマーチングコンテスト（中学生の部）出場願い

高知県マーチングコンテスト実施規定及び合同バンド編成の趣旨に基づき、合同バンドを編成いたしました。つきましては、下記により高知県マーチングコンテストへの出場許可を願います。

1 合同バンド名・出場人数

合同バンド名

出場人数

人

2 合同バンドを結成する学校名（自校を含む）および部員数（コンテストに出場しない生徒は（ ）内に内数で記入）

学校名	全部員数			計
	1年	2年	3年	
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

3 合同バンドで出場しなければならない理由

吹奏楽コンクール、コンテスト等集計マニュアル

2019.12.7 改訂

高知県吹奏楽連盟

- ① 審査票、審査メモ用紙（チェックしやすいように審査票の表記と同じにしておく）は事務局が作成し、集計係と計時係が事前にプログラム順と団体名に間違いがないかチェックする。
- ② 集計係と計時係は各審査員に渡すものを確認する。審査票、審査メモ用紙、進行表、プログラム、規定と内規、課題曲スコア（必要に応じて）、鉛筆、消しゴム、（鉛筆削り）、リボン、クリップボード等である。なお、審査員には必ず審査メモを取ってもらうことと、審査票を集計係に渡す前に審査メモと審査票の点数が同じであることを確認してから渡すよう依頼すること。
- ③ 集計室の責任者をあらかじめ決めておく。
- ④ 審査票の回収は集計係が2名以上で分担して行う。
- ⑤ 回収した場所（審査員席または審査員控え室）でチェックし、記入漏れや記入ミスがあれば、速やかに記入または訂正をお願いする。
- ⑥ 全団体の審査終了後、審査員からの訂正依頼があれば、部門終了前に限り応じる。
- ⑦ 集計が始まったら、集計室へは集計係以外は立ち入らない。
- ⑧ 集計室ではプログラム順の番号と団体名を読み上げた上で採点を読み上げる。
- ⑨ 入力作業は読み上げる者、入力する者とそれらを確認する者の4名以上で行う。
- ⑩ 団体ごとに審査票を並び替えて、一覧表と入力画面、審査票で確認をする。
- ⑪ 判定資料は、集計室責任者が理事長に手渡す。判定の原案ができたなら、理事長が審査員に確認し決定する。順位付けが必要な場合は高位多数順等の方法に従って決定する。
- ⑫ 集計終了後は集計係はできる限り集計室外の者と接触しない。
- ⑬ 判定確定後は速やかに発表原稿、表彰状を作成する。
- ⑭ 表彰式終了後、審査員と役員および各団体に集計一覧表を渡せるように準備する。
- ⑮ 集計一覧表を各団体に渡す場合、顧問・副顧問または引率者とし、その際、受渡票にサインをもらう。（受渡票は、プログラム順に団体名の入ったものを作成しておく。）

高知県吹奏楽連盟後援申請書（非加盟団体用）

年 月 日

高知県吹奏楽連盟
理事長 様

団体名

団体所在地

代表者氏名

㊞

下記について後援を申請します。

名 称	
日 時	実施年月日 年 月 日～ 年 月 日 時 分 時 分
会 場	
趣 旨 目 的	
主催団体名 (共 催)	
協 賛	
他の後援団体	
入 場 料 金	
参加料等	
入 場 者 数 (予定)	
連絡責任者	住所 〒 氏名 TEL FAX
備 考	

1. 申請は4週間前までに提出してください。
2. 実施要項および案内パンフレットもしくはチラシの案のいずれかを添付してください。
3. 組織の活動やこれまでの活動内容がわかるものについての資料を添付してください。
4. 決算書等の提出を求めることがあります。

高知県吹奏楽連盟後援申請書（加盟団体用）

年 月 日

高知県吹奏楽連盟
理事長 様

団体名

団体所在地

代表者氏名

㊞

下記について後援を申請します。

名 称	
日 時	実施年月日 年 月 日～ 年 月 日 時 分 時 分
会 場	
趣 旨 目 的	
主催団体名 (共 催)	
協 賛	
他の後援団体	
入 場 料 金	
参加料等	
入 場 者 数 (予定)	
連絡責任者	住所 〒 氏名 TEL FAX
備 考	

1. 申請は14日前までに提出してください。
2. 実施要項および案内パンフレットもしくはチラシの案のいずれかを添付してください。
3. 決算書等の提出を求めることがあります。

後援申請について

後援についての承認基準

1. 主催者についての承認基準は次に掲げるいずれかとする。
 - 1) 高知県吹奏楽連盟加盟団体
 - 2) 教育機関及び教育研究団体
 - 3) 新聞社、放送局等報道機関
 - 4) 吹奏楽の向上普及に寄与する事業を行う団体（宗教団体又は政治団体を除く。）

2. 事業内容についての承認基準は次に掲げるすべてを満たすものとする。
 - 1) 高知県吹奏楽連盟の運営方針に沿ったものであること。
 - 2) 吹奏楽の向上普及に寄与するもので公益性のあるものであること。
 - 3) 非政治的、非宗教的又は非商業的活動であること。